

平成 30 年度

行政視察報告書

大船渡市議会 議会運営委員会

議会運営委員会行政視察概要

1 視察年月日 平成30年10月30日(火)～31日(水)

2 視察先及び視察項目

(1) 東京都町田市<10月30日>

・議会改革の取組について

- ① 各常任委員会による市民団体等との懇談会について
- ② 表決結果の公表について
- ③ コミュニティバス等による「市議会を開きます」等の取組について
- ④ 議案のカルテについて
- ⑤ タブレットの導入について

(2) 東京都多摩市<10月31日>

・議会改革の取組について

- ① 議会報告会について
- ② 議会基本条例の検証について
- ③ 市民からの政策提言について

3 視察参加者 議員7名、事務局随員1名 計8名

委員長	伊藤力也
副委員長	滝田松男
委員	三浦隆
委員	渕上清
委員	今野善信
委員	船砥英久
委員	森亨
随員	金野優子

◎ 目次

I 東京都町田市議会

- 1 町田市の概要…………… P2
- 2 市議会の構成等…………… P2
- 3 議会改革の取組について…………… P3

II 東京都多摩市議会

- 1 多摩市の概要…………… P10
- 2 市議会の構成等…………… P10
- 3 議会改革の取組について…………… P11

I 東京都町田市議会

1 町田市の概要

市政施行	昭和 33 年 2 月
人 口	428,571 人 (平成 30 年 4 月 1 日現在)
世 帯 数	194,583 世帯 (平成 30 年 4 月 1 日現在)
面 積	71.80 km ²
産業別人口比率	第 1 次 0.2% 第 2 次 13.2% 第 3 次 86.6%
財 政	平成 30 年度一般会計予算 146,532 百万円 (歳入内訳：市税 45.9%、国庫支出金 18.8%、 都支出金 13.6%、市債 5.7%) 特別会計予算 (5 会計) 112,401 百万円

町田市は東京都の南端にあり、半島のように神奈川県に突き出ており、多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地している。

市制は昭和 33 年 2 月 1 日に施行され、東京都で 9 番目に生まれた都市である。古くから横浜に向かう街道は「絹の道」とも呼ばれ、交通の要衝、商都として繁栄してきた。近隣からも多くの人たちが集まり、商圈人口 200 万人の一大商業都市へと発展している。

2 市議会の構成等

- (1) 議員数 (議員定数) 36 人 (36 人)
- (2) 任 期 平成 30 年 3 月 9 日～平成 34 年 3 月 8 日
- (3) 委員会構成 (定数)
 - ・ 常任委員会 総務常任委員会 (9 人)
健康福祉常任委員会 (9 人)
文教社会常任委員会 (9 人)
建設常任委員会 (9 人)
 - ・ 議会運営委員会 (10 人)
 - ・ 法外委員会 災害対策委員会 (10 人)
- (4) 議会事務局職員数 19 人 (うち嘱託職員 2 人)

3 議会改革の取組について

はじめに 町田市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査ランキングにおいて、「東京都ナンバーワン」に7年連続なっている。現在、同ランキング100位内で、議会基本条例を制定していないのは町田市議会のみ。直近4年間は、議会運営委員会を中心に議会改革を行ってきた。それ以前の4年間は、議会改革特別委員会が活発に動いた。10名の議会運営委員会から、小委員会を5会派から1名ずつ5名で2つ組織した。一つは広報広聴小委員会で、議会だより編集を担当した。もう一つは情報システム小委員会で、2年の活動でスピーディーにタブレットを導入した。また、広報広聴小委員会で、高校生との意見交換会を手掛け、初めは手探りだったものの、現在は軌道に乗ってきている。

(1) 各常任委員会による市民団体等との懇談について

町田市議会においては、各常任委員会による市民団体等との懇談会を次のとおり実施している。

平成 22 年で6 団体、平成 23 年で6 団体、平成 24 年で5 団体、
平成 25 年で5 団体、平成 26 年で5 団体、平成 27 年で5 団体
平成 28 年で4 団体、平成 29 年で4 団体

平成 18 年に栗山町が全国で初めて議会基本条例を制定する以前から市民団体と懇談をしており、この部分が活発化してきている。不特定の市民団体ではなく、特定の市民団体やある程度グループ化したものが、議会に働きかけて、「これについて聴いてください」という部分を拾いあげて、委員会単位で話を聴くという形式。

なお、全ての委員会に各会派議員が入っている。毎年、同様の形式で保育園協会、障がい者団体、保護司会等特定の市民団体と、懇談会を行っている。

議会基本条例を制定しておらず、議会報告会も開催していないが、市民団体との懇談から、市民の意見を吸い上げていこうという目的がある。

・説明者コメント

この懇談会は委員会で公平に受けていることから、一般質問に反映されるということはないが、委員会で行っていることのメリットは、委員会提出議案をすぐに出せるということ。例として、以前に、医師会から「ワクチンが足りないので何とかして欲しい」との話があり、急遽委員会を開いて、通常の懇談会を行った。非公式の会議から正式な委員会に切り替えて委員会決議案を出し、国・厚生労働省と東京都へワクチンの早期確保に係る委員会決議案を出した。このように正式な会議に切り替えられるメリットがある。

(2) 表決結果の公表について

町田市議会においては、新庁舎となった際に、本会議場で電子表決を行うことを決定した。また、同時期に、個人の表決結果の公表を決定し、各個人の表決の結果を議会だより及びインターネット（土日を除く 24 時間以内）に公表している。

・説明者コメント

当初、旧庁舎の本会議場で賛否を数えたが、なかなか難しい。表決結果をどのように公表するかを検討し、最終的に新庁舎が出来た際に電子表決のシステムを導入した。電子表決を入れたことでその記録が正確に残り、24 時間以内に、個人の表決結果をホームページで公表できるようになった。議会だよりにおいても、同様に公表し情報公開している。

(3) コミュニティバス等による「市議会を開きます」等の取組について

平成 22 年からコミュニティバスに「市議会を開きます」ポスターを掲出している。当時は、カラーコピーでプリントした 2〜3 枚だったが、平成 27 年からは、町田市内を通る路線バス、神奈川中央交通（株）100 台と、小田急バス（株）70 台に、予算 30,000 円でポスターを 170 枚作り、「空いているところがあれば貼って欲しい、後ろ側でよいから」と、無料をお願いしている。定例会の傍聴者アンケートでは、ポスターの効果が出ている。京都市の方法を真似た。

また、平成 22 年から、「町田市議会を傍聴しに行こう」パンフレットを、2,000 枚手作りして、町内会・自治会に依頼し掲示板に貼ってもらっている。こちらも、自分の地域の議員の一般質問を傍聴するという方など、一定の効果が出ている。

・説明者コメント

要は、市議会が何をやっているか知ってもらおうというのが目的。以前、新庁舎が出来たときに、8,000 人あまりの市民が見学に訪れたが、庁舎に市議会の議場があるということを殆どの市民が知らなかったことから、市議会議員が何をやっているか知らないはずだということになった。議員がどこで何をやっているかを知ってもらいたいという思いが、出発点。

しかしながら、町田市市民意識調査によると、「あなたは、町田市議会に関心がありますか」の質問に対して、「関心がある」の回答は、2007 年度 14.7%、2017 年度 7.7% と低迷しており、依然として課題となっている。



ポスター

(4) 議案のカルテについて

町田市議会では議会基本条例を制定しておらず、議会報告会も開催していない。これに代わるものとして平成 23 年に「議案のカルテ」を始めた。

一つひとつの議案について、議案番号、議案名、委員会付託日、委員会審査結果、本会議議決日及び議決結果等を議案ごとにまとめ、インターネットで公表している。

・説明者コメント

会議録は、全国でほぼ 100%がインターネットで公表されているが、議案ごとにその会議録を追っていくのはなかなか煩わしい。そこで、議案を一つひとつ説明したものを考えた。この議案のカルテによると、どういう議案が出ているか、どういう質疑がなされたかが一目瞭然で、好評を得ている。

(5) タブレットの導入について

① タブレットの導入経緯

平成 26 年 7 月、議会運営委員会が逗子市議会視察。

平成 27 年 1 月、議会運営委員会の下部組織である、情報システム活用検討小委員会を設置。各会派から 1 名ずつ 5 名で構成し機動力を発揮。

平成 27 年 4 月、情報システム活用検討小委員会が立川市議会視察。その翌週の議運において、「タブレット導入を前提に議論する」と決定された。以降も、同小委員会により非常にスムーズに議論が進んだ。

平成 27 年 5 月、6 月、2 社からデモを受け、その後 6 月下旬の議会運営委員会で、タブレット端末の導入を決定。

平成 27 年 12 月、情報システム活用検討小委員会で議論を進め、議会事務局及び行政側（議会担当課である総務課）における効果を算出（双方の人件費・FAX 費用・紙枚数及び紙代）し、その効果（費用は初年度約 400 万円の減、2 年目以降約 350 万円の減、年間約 476 万円の黒字の見込み）を議会運営委員会に報告。

平成 28 年 5 月～6 月、全議員にタブレットを配付し、同年 9 月議会で試行、同年 12 月議会で本稼動。

なお、議会と執行部双方でタブレットを導入することで、黒字となる。

② 機種等

ソフトは、フジソフトのモアノートで、「カレンダー管理機能」が選定の大きな理由。カレンダーに各種会議を設定しておき、議員がその会議欄をタップすると、その日に使用する資料を閲覧できる。

③ 紙資料等

全てペーパーレスということではなく、紙媒体と併用し、柔軟に対応している。議案は、当面の間、議員に配付することとしており、平成 30 年 9 月定例会から

はアンケートをとって、紙媒体を希望する議員へは紙媒体で配付している。

予算書・決算書は各会派に定例会前にアンケートをとっており、結果、8～9割程度に紙媒体を配付している。

④ 導入後の更なる効果

例規集・議年年報等の印刷費用、軽印刷機リース代とそれに伴うマスターペーパーやインク等の消耗品代の減。

議員への緊急連絡事項が発生した際等の資料提供速度の向上。

災害時の連絡ツールとしての活用。

議員が市民等に説明する際の利便性の向上。

委員会、会派視察時での資料格納等による利便性の向上。

法制課による議員配付用の例規集が不要になる。

議員ポストに入れている各課資料について、電子対応が可能となる。

資料差し替え時の職員の稼働が減る。

⑤ 端末機使用基準

先進地の例に倣って使用基準を定めた。特筆すべき点は、第7条端末機の使用制限で、「使用者は、市議会に関する端末機を持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。」と規定した。即ち、議員の良識にゆだねている点が特徴である。

⑥ 費用負担

タブレットは公費全額負担である。

・説明者コメント

費用負担について、政務活動費での按分や、私費負担の検討も行ったが、まずタブレットを導入して導入後に考えていこうと、公費全額負担で導入した。

タブレット導入の過程で、全国的な傾向として2つ山があると思う。一つは、タブレットを導入したからには、紙はいっさい使わない、ということ。そうなるとう導入に躊躇する。将来的に、紙が無くなればいいといった考え方で導入しないといけないと思う。現在も、事務局から紙資料の提供はしないが、配架室にプリンターを用意しており、議員が自由に紙に打ち出せるようにしている。また、アンケートをとったところ、予算書は紙がよいということで、紙媒体でもらっている。

もう一つは、政務活動費について、いっさい考慮しないということ。政務活動費からの手出し分を検討し始めると、そこで導入の議論が止まってしまう傾向がある。

当方では、タブレットの導入により職員の業務量がどれだけ減るかなど、市財政が楽になるという視点からタブレットの導入を決定した。

〔主な質疑の内容〕

- Q 常任委員会と市民との懇談会において、団体の選抜はどのようにするか。
- A 市民団体から懇談を持ち込まれる。実際には、市民から議員へ相談がきて、そこで解決しなければ会派で、内容によっては議長へ促す、議長から委員会へ促す、といった流れになっている。
- Q 各常任委員会と市民団体との懇談会において、各常任委員会間のバランスはどのようか。また、調整は図られたのか。
- A 調整はしていない。正式な会議ではないので、事前にお知らせはしておらず、事後に、こういう団体と懇談したという程度で情報公開している。市民の悩みを聴く、市民相談を受ける、というもの。
- Q 常任委員会と市民団体との懇談会後に、応答できるようなシステムはできているのか。
- A できていない。民間法人が許可を出すものだったり、東京都の管轄だったり、市が何かできるというものではないと思う。できないからやらないということではなくて、市民団体の悩みを聴いて、それが何か結びつけられないかという努力はしている。結果的に、聴いてもらったと感謝されている。とりあえずは聴く、そのスタンスが大事だと思う。
- Q 市民団体との懇談会について、町内会との懇談はどのようか。
- A 町内会との懇談は、現在、行っていない。市民懇談会は、今のところ、議会からはアプローチしておらず、市民団体から来るものだけを受けている。
但し、傍聴者や請願が減ってきており、議員と市民の距離が離れてきているのではないかと懸念している。市民との接点を持っていくということが課題である。
- Q タブレットの導入効果をどのように捉えているか。
- A 議会事務局分については、4 定例会で人件費約 559,000 円減、紙約 75,800 枚減の効果あり。行政分のうち、部内会議及びその他の会議については、11 カ月で削減時間 227 時間 12 分、削減費用・人件費 979,833 円、紙の削減枚数 126,396 枚、行政分のうち、4 定例会の議案等資料については、削減時間 169 時間 32 分、削減費用・人件費 731,137 円、紙の削減枚数 178,194 枚の効果あり。波及効果として、例規集及び要綱集の電子化により、タブレット端末での閲覧が可能となったことで、結果、議会含む庁内関係機関用の冊子配布が不要となったため、紙・B5 用紙は 1 セット・4 分冊、約 3,400 枚×54 セット、理事者・議会・法制課等＝約 183,600 枚の削減、費用にして、原稿作成料及び印刷費合計で約 100 万円の削減となった。

なお、当初の導入にあっては、情報の共有化、速達性が一貫されることから、(パソコンより) タブレットの導入をお勧めする。

Q タブレットの導入効果について、経済効果のほか、議案審議などでの有用性はどうか。

A 議案資料一つを見るには充分である。但し、見比べるという点ではタブレットだけでは難しい面がある。また、ペーパーレスや労務費の減等経済効果のほかには、議員への緊急連絡事項が発生した際等の資料提供速度の向上、災害時の連絡ツールとしての活用、議員が市民等に説明する際の利便性の向上、委員会・会派視察時での資料格納等による利便性の向上などの効果がある。

なお、年に1度、有事を想定した安否確認を行っている。

Q タブレットについて、引退する議員に対する資料提供はあるのか。

A 希望があれば、事務局で打ち出して提供できる。

なお、市民に対しては、現在、1枚10円で議案資料等を提供している。

Q 『『市議会を開きます』ポスターを民間路線バスに無料で掲出』の、期間はどのようか。

A 定例会ごとに新しいものを作り、毎回見積り合わせで契約して作成し、バス会社に持っていき依頼している。

Q 大船渡市議会においては、7年前の震災からの復興という現実的なニーズも加わって議会改革が進む中、議会事務局の質・量が問われてきた。町田市議会においては、議会改革に伴って、議会事務局の機能強化はどのように行われてきたか。

A 大船渡市議会は事務局が5人で、町田市議会は17人だが、地方自治法上の最低限の部分で、やるべきことは議会事務局の大小にかかわらず一緒だと思う。町田市議会の事務局職員数は、少しずつは増員されてきたものの、実際は、人的には困窮している。そのため、新しいことをやるには、1つつぶさなければならないと思っている。議員からさまざまな提案をもらって、それを形にしていく段階で、事務局が関わらなければならない部分があり、結果的に、事務局職員の人数が少なければ(議会改革は)出来ないと思っている。

Q 議会改革に関する最近の取組は何か。

A 広報広聴である。議会だより小委員会が中心になって、高校生との意見交換を行っている。また、政務活動費の領収書、会計帳簿のインターネット公開。本会議のインターネット中継、ライブ中継、オンデマンドなどで、表決を含め24時間以内に

はすべて公開している。

加えて、決算審査を以前は10人で行っていたが、予算審査と同様に、常任委員会に付託して全員で行うようになった。決算約150項目について付帯決議を付けていたが、その部分は変わらず、常任委員会においても、各委員会で約50項目に付帯決議を付けている。9月決算議会で付帯決議を付けて、その後、6月に執行部より回答をもらい、次の9月の決算議会に臨む、というサイクルを構築した。



II 東京都多摩市議会

1 多摩市の概要

市政施行 昭和 46 年 11 月

人 口 148,654 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）

世 帯 数 71,305 世帯（平成 30 年 4 月 1 日現在）

面 積 21.01 km²

産業別人口比率 第 1 次 0.5% 第 2 次 13.6% 第 3 次 74.0%

（分類不能 11.9%）

財 政 平成 30 年度一般会計予算 53,240 百万円

（歳入内訳：市税 53.0%、国庫支出金 16.0%、

都支出金 14.0%、市債 1.0%）

特別会計予算（3 会計） 29,051 百万円

多摩市は、現在の多摩ニュータウンの入居が始まる昭和 46 年まで（多摩市の前身である多摩町）は、農村の面影を残す人口 3 万人あまりの静かな田園地帯だった。戦後、首都圏中心部への人口集中と深刻な住宅難に加えて、戦前から鉄道で結ばれていたという好条件が重なり、現在の聖蹟ヶ丘駅周辺地域を中心に、都心への通勤者の居住地として注目されるようになった。

昭和 46 年に市政が施行されて以降、市の南部地域を中心に多摩ニュータウンが形成され、全国から集まった多くの人々が様々な価値観を共有しながら「新しいまち」づくりを進めてきた。

2 市議会の構成等

(1) 議員数（議員定数） 26 人（26 人）

(2) 任 期 平成 27 年 5 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日

(3) 委員会構成（定数）

・ 常任委員会 総務常任委員会（7 人）

健康福祉常任委員会（7 人）

生活環境常任委員会（6 人）

子ども教育常任委員会（6 人）

・ 議会運営委員会（7 人）

・ 特別委員会 予算決算特別委員会（議長を除く全議員）

（平成 30 年 5 月 15 日～平成 31 年第 1 回定例会最終日）

(4) 議会事務局職員数 10 人（うち短時間再任用 1 人）

3 議会改革の取組について

はじめに 多摩市議会は、東京都内で初めて、平成 22 年に議会基本条例を制定し、「住民のための地方議会」をつくろうと、試行錯誤しながら議会改革に取り組んでいる。

多摩市は、昭和 46 年に市制施行したニュータウンである。多くの方が、東京に働きに来て多摩市に住居を構え、急成長したまち。それゆえ、現在は、世界一早いといわれる高齢化が進行している。まちがいききに開発されたがゆえに、いききに老齢化している。多摩市議会では、この難題を乗り切るために、住民福祉の向上を目指していこうと、議会改革に努めている。

(1) 議会報告会について

① 経緯等

多摩市議会では、平成 19 年 10 月に「議会基本条例制定をめざす議会改革特別委員会」を設置し、2 年余りの調査の後に、平成 22 年 2 月に多摩市議会基本条例案を決定し、同年 3 月の定例市議会において提案し全会一致で可決した。

多摩市議会基本条例第 5 条第 3 項において、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるための方法の一つとして、議会報告会を定めている。

これまで、平成 22 年 11 月に市内公共施設において初の議会報告会を開催。同年には計 3 回公民館など公共施設で開催し、いずれも議会基本条例の説明を行った。

平成 22 年の参加者が計 116 名だったが、その後、平成 23 年には 2 回で 102 名、平成 24 年には 2 回で 66 名と徐々に参加者が減ってきた。

このため、平成 26 年に、青少年問題協議会の 10 ある各委員会に議員が出向く形で実施したところ、参加者は 234 名となった。

また、平成 28 年から、対象を大学生などと限定した形での議会報告会も取り入れた。平成 30 年 4 月には、対象を若者として、「多摩市の魅力を SNS で伝えるには」をテーマに意見交換を行った。

② 実施方法等

平成 29 年 3 月には、議会基本条例を改正して、毎年少なくとも 1 回の議会報告会開催を義務付けていたものを、議会報告会か意見交換会かいずれかを開催すればよいことに改めた。合わせて、市民意見の把握に関する実施要綱において、議会報告会又は意見交換会を 1 年に 1 回以上開催するとした。

なお、同要綱において、議長が議会報告会又は意見交換会の実施を議会運営委員会に諮問して決定するとしている。

③話しやすい環境づくり

議会報告会は、当初は「議会報告会」と銘打って実施した。会場の配置は机を教室形式に並べて議員と市民が向かい合わせにしたため、質問者は「問いただす」口調になりがちだった。また、一度に1人しか発言できないため、特定の方がマイクを独占してしまい、多くの方に発言の機会が与えられないなどのデメリットが目立った。

これらの反省を踏まえ、近年は、「議会報告会」の名称を用いつつも、内容は意見交換会とすることが増えた。会場配置は、少人数ずつ複数のテーブルに分かれて「ワールドカフェ方式」で実施するなど、多くの参加者に発言の機会を与えるとともに、気楽に話せる雰囲気づくりに努めている。

これらの結果、参加者の満足度は上がったが、「議会報告会」という名称が実態を表さないようになったことから、先に述べたとおり、平成29年3月に、議会基本条例及び要綱を改正し、それまで、毎年1回以上「議会報告会」の実施が義務付けられていたものを、「議会報告会」又は「意見交換会」のいずれかを選択して実施することに改めた。

④参加しやすい条件づくり

多摩市議会においては、全国的な傾向と同様に、議会報告会・意見交換会の参加者数は減少傾向にあり、また、参加者の固定化や若い世代の参加が少ないなどの課題があった。

このため、多様な意見を取り入れるために、より広い層に参加してもらおうと次のような工夫をした。

○より多くの媒体を通じて告知する

- ・たま広報、多摩市議会公式ホームページ
- ・多摩市議会 Facebook ページ（イベント機能）
- ・市の公共施設や子育て施設でのポスター掲示、チラシ配布
- ・議員による駅頭チラシ配布

○狙う層が集まる場所へ出向く

- ・若い世代の声を聞くため、青少年問題協議会の地区委員会に出向いて意見交換を行った。（平成26、27年）
- ・学校に出向いて、高校の生徒会役員と意見交換した。（平成29年）

○コミュニティの協力を仰ぐ

- ・地域課題を聞くために、自治会を通じて参加を呼びかけた。（平成30年）

(2) 議会基本条例の検証について

- ① 検証方法 多摩市議会基本条例の検証は、議会運営委員会で行っている。
- ② 結果公表 検証は議会運営委員会のルーティンとしており、議会全体の特別なイベントとはしていない。議会運営委員会の多くの議事の一つとして、「検証」を扱っており、よって、検証の過程は、インターネットの中継・生放送により公開している。議会基本条例の検証だけをとりたてて公表はしていない。

(3) 市民からの政策提言について

① 市民からの政策提言の実績について

多摩市議会基本条例において、「市民は、(中略) 議会に多摩市に関する政策提案等を提出することができるものとし、議会は、政策提案等を所管する委員会を決定し、多摩市議会委員会条例の規程に基づき、適切、誠実にこれを審査しなければならない」と規定している。

具体的には、請願、陳情に並び「政策提案」という形式で、市民からの提案を受け付けており、手続きは陳情に準じ、各常任委員会又は議会運営委員会に付託して審査する。なお、請願・陳情と政策提案の区分けは、あくまで、提出者の意向による。

・ 近年の実績 平成 26 年中審査分 6 件、27 年同 0 件、28 年同 4 件、29 年同 3 件

・ 結果例 平成 26 年政策提案第 1 号「空き家等の適正管理に関する条例」早期制定のための政策提案（趣旨：桜ヶ丘地域では適正に管理されていない空き家が散見され、老朽化による建物損壊、草木の繁茂、害虫が発生するなど、地域の住民が迷惑を被っている。また、防犯上や防災の面からも問題が生じている。

「空き家等の適正管理に関する条例」を早期に制定して欲しい。）は、平成 26 年第 4 回定例会において採択と議決された。



〔主な質疑の内容〕

Q 議会報告会はどのような内容か。

A 春は予算、秋は決算について報告を行い、それに対して意見を伺う。また、秋には、常任委員長が行政視察の内容等も報告する。

会を重ねるうちに、議会報告会に来られる方々は、普段から関心が高く、議会傍聴にも来られており、あえて議会報告会で報告しなくてもよいのではないか、むしろ、議会に意見を言いたい方々が多いと感じるという意見が出たことから方向転換して、平成 26 年からは、地域に出向いた。

小学校・中学校単位である青少年問題協議会の会議の時間に出向き、そこで、決算を中心としながら、教育の話や子どもの話など、それぞれ議会がチームに分かれて懇談した。

その後、平成 28 年からは、若い世代を集めることが課題であるとの認識に立って、市内の駅にある公共施設を会場に、大学生を対象として、「多摩市にどんなことを期待しているのか」などをテーマに意見交換を行った。

現在は、各委員会ごとに開催しており、報告の部分はなく、もっぱら、テーマに沿って意見交換するといった形態である。

Q 大船渡市議会においても、震災以降、現実的な要請から、常任委員会が活性化している。多摩市議会は常任委員会が 4 つ、1 つの常任委員会が 7 人だが、グループ分けはどのようにしているのか。

A 議会報告会は 2 手に分かれて、大学生との意見交換は全員で行っている。また、これとは別に、常任委員会が、商工会や農業委員会などと意見交換するなど、委員会ごとに独自の活動も行っている。

Q 議会報告会のテーマは、議運に諮問して決定するのか。

また、常任委員会の意見交換のテーマは、事前告知をするのか。

A 議運だけで決定することは殆どない。議運から、各会派に持ち帰り、再度議運で決定となる。

また、テーマの告知は、チラシで行う場合もある。市の広報や議会だよりに掲載して PR したいところもあるが、タイミングがなかなか合わない。ホームページやフェイスブックにも掲載している。

Q 意見交換のワークショップで、テーマによっては参加者にバラツキがでると思うが調整するのか。

A 調整しない。沢山の方が来るわけではなく、マンツーマンのようなテーブルもある。また、テーマを予め決めていても、参加者が話したいことを話してよいとして

いる。テーマ以外のことを話してはならない、ということではない。

Q 意見交換会や報告会で、市民からの要望の時間は設けているか。

A 最後にアンケートや感想の時間をとっており、そこから読み取れるものもある。その場で答えられるものもあるし、調べてから、とするものもある。

ホームページには全ての意見や要望を載せている。次の回の報告会でもお知らせする。但し、改めて、「何かありますか」などと聴くことはしていない。

今年4月に若者を集めた意見交換のときは、会の最後に、出た意見を発表してもらい、各テーブルでは付箋に出た意見を書きとめ、それらの課題は各テーブルの議員が持ち帰った。

Q 常任委員会で調査活動を行った後、議会全体で共有し、議会全体で政策提言に持っていくプロセスはどのようなか。

A 決算から予算へという部分について。常任委員会で、年間の調査テーマを掲げて、視察や市内団体と意見交換を踏まえて、委員会の意見をまとめ、決算審査において、議会からの提案として評価を行う。執行部では、後の予算編成の際に、これについて検討するという流れ。

例：決算審査による議会からの施策評価表の中で、「都市農業の振興による農からのまちづくりの推進」施策について、施策のさらなる推進に向けての提案として、「都市農業推進補助事業は、行政・農協・農家の連携を密にし、営農計画の把握に努めることが必要だ。実情に応じた補助となるよう、さらなる取組を期待し、決算事業報告書の資料については、執行状況・成果等の内容がわかりやすくなるよう改善を求める」とした。これに対して、執行部から、決算審査における議会の評価への予算対応として、補助金額100万円の増額予算となった。

なお、議会だよりの「決算から予算につなぐ」と称したページで、議会による行政施策の評価を掲載し、後の議会だよりで、その議会の意見からの予算結果を掲載している。

Q 政策提言について、「請願、陳情に並び『政策提案』という形式で市民からの提案を受け付けている」とあるが、請願について現在の状況はどうか。また、政策提案のやり方はどのようなか。

A 多摩市議会では、請願、陳情、政策提案、どれも同じ取り扱いである。陳情という言葉が合わないとして、政策提案として提出されることもある。また、市民から、意見が出しやすい名称がよいとの意見もあった。

事務局で受け付ける際に、提出される方が、「政策提案」と言えば「政策提案」として、「請願」と言えば「請願」として、様式さえそろっていれば、提出者の意向の

ままに受け付ける。審議の際には、請願、陳情、政策提案のいずれも、提出者が 5 分の持ち時間で自分の考えを述べる。

Q 議会基本条例の検証について、大船渡市議会では昨年度初めて取り組んだが、最終的に全項目についてB評価となり、市民から見てわかりにくいものだったかもしれない。多摩市議会では、どのような現状か。

A 議会基本条例制定の当初は、市民を交えて検証すべきとか、議運ではなく別の委員会をつくって諮問すべきとか、さまざまな意見があったが、まだ具体化していない。今のところ、議会運営委員会の多くの議事の一つとして、「検証」を扱っており、検証の過程は、インターネットの中継・生放送により公開している。



以上、平成 30 年 10 月 30 日～31 日に実施しました、議会運営委員会行政視察の報告書といたします。

平成 31 年 3 月
大船渡市議会議長 熊谷昭浩 様

議会運営委員長 伊藤力也